委託金額

遺骨処理に必要な委託費　四，〇三六，〇〇〇円（日円）

追而委託費の交付に伴う契約要領又は条件については、本局よりの指示によって改めて文書交換する事と相成ると思われるので、合せて御了承ありたい。

資料　　沖縄戦没者の遺骨収集状況

年　度	収骨柱数	累　計	年　度	収骨柱数	累　計
S30年度以前	135,023	135,023	44	400	164,708
31	13,904	148,927	45	211	164,919
32	316	149,243	46	494	165,413
33	1,151	150,394	47	1,127	166,540
34	3,184	153,578	48	2,141	168,681
35	1,963	155,541	49	1,015	169,696
36	4,285	159,826	50	1,548	171,244
37	1,563	161,389	51	3,193	174,437
38	829	162,218	52	1,421	175,858
39	444	162,662	53	578	176,436
40	453	163,115	54	759	177,195
41	535	163,650			
42	352	164,002			
43	306	164,308			

年　度	集　骨	累　　計	主　な　集　骨　団　体	
昭和 ５５ 年度	４０５	177,600	①厚生省収骨数 ②世界救世教沖縄県本部 ③金光教 ④北海道遺骨収集団 ⑤北海道沖縄会青年部 ⑥沖縄県収骨数 ⑦厚生省、自衛隊、沖縄県 合　計	25 35 119 38 32 153 3 405 柱
５６ 年度	３１１	177,911	①厚生省収骨数 ②世界救世教沖縄県本部 ③金光教 ④北海道遺骨収集団 ⑤札幌市連合遺族会青年部 ⑥沖縄県収骨数 合　計	17 15 49 65 17 148 311 柱
５７ 年度	５４４	178,455	①厚生省収骨数 ②世界救世教沖縄県本部 ③北海道収集団 ④北海道戦友会 ⑤札幌連合遺族会青年部 ⑥金光教 ⑦大里村 ⑧沖縄県収骨数 合　計 ①厚生省収骨数	288 7 24 2 27 41 15 140 544 柱 161
５８ 年度	５４４	178,999	②世界救世教 ③北海道収集団 ④金光教 ⑤千葉県遺族連合会青年部 ⑥札幌市連合遺族青年部 ⑦沖縄県遺族連合会 ⑧沖縄県遺族連合会青年部 ⑨沖縄県収骨数 合　計	5 20 50 6 15 38 19 230 544 柱

年　度	集　骨	累　　計	主　な　集　骨　団　体
59 年度	325	179,324	①厚生省　45 ②沖縄県　162 ③北海道収集団　52 ④金光教　53 ⑤沖縄県遺族連合会青年部　8 ⑥世界救世教　5 合　計　325　柱
60 年度	847	180,171	①厚生省　128 ②沖縄県　126 ③北海道収集団　24 ④修養団　47 ⑤札幌市連合遺族青年部　9 ⑥金光教　69 ⑦第1回県民遺骨収集　444 合　計　847　柱
61 年度	517	180,688	①厚生省　36 ②沖縄県　281 ③札幌市連合遺族会青年部　7 ④金光教　39 ⑤第2回県民遺骨収集　154 合　計　517　柱
62 年度	365	181,053	①厚生省　162 ②沖縄県　145 ③札幌市連合遺族青年部　10 ④金光教　48 合　計　365　柱
63 年度	158	181,211	①厚生省　26 ②沖縄県　109 ③札幌市連合遺族青年部　3 ④金光教　20 合　計　158　柱
平成 元 年度	226	181,437	①沖縄県　120 ②豊見城村　17 ③沖縄県遺族連合会青年部　21 ④修養団　20 ⑤金光教　33 ⑥札幌市連合遺族青年部　15 合　計　226　柱

年　度	集　骨	累　　計	主　な　集　骨　団　体
平成 2 年度	１８７	181,624	①厚生省　21 ②沖縄県　55 ③札幌市連合遺族青年部　20 ④修養団　13 ⑤金光教　18 ⑥札幌市連合遺族会　60 合　計　187 柱
3 年度	９３	181,717	①厚生省　5 ②沖縄県　46 ③修養団　8 ④金光教　19 ⑤その他　15 合　計　93 柱
4 年度	３４４	182,061	①厚生省　3 ②沖縄県　40 ③金光教　41 ④修養団　4 ⑤沖縄県遺族連合会　63 ⑥その他　19 白梅の塔より転骨　174 合　計　344 柱
5 年度	２２２	182,283	①厚生省　14 ②沖縄県　75 ③金光教　9 ④立正佼正会　11 ⑤その他（国吉氏外）　13 ⑥札幌（江口他）　100 合　計　222 柱
6 年度	２９１	182,574	①厚生省　7 ②沖縄県　27 ③立正佼正会　23 ④修養団　5 ⑤金光教　8 ⑥札幌（江口他）　36 ⑦県民遺骨収集　84 ⑧その他　101 合　計　291 柱

(2) 慰霊の塔・碑

ア. 慰霊塔・碑の概況

戦没者の遺骨収集は、戦後いち早く地域住民によって始められ、各字、市町村で組織的に取り組まれた。慰霊塔の草分け的存在は魂魄の塔である。真和志村民が、昭和２１年１月に沖縄戦の激戦地である糸満市摩文仁へ集結を命ぜられ、同年５月に移動するまでの間、米軍の許可を受け、収骨班を編成し、風雨にさらされた遺骨の収集作業を始めた。集めた遺骨は、集結しているテント部落の前の空き地に、まるく石を積み上げその中に遺骨を納めた。これが最初に建立された魂魄の塔である。この塔は、戦闘員、非戦闘員の区別なく３万５千柱が合祀された無名戦士の塔である。

真和志村民は収骨を続けているうちに女子師範学校と第一高等女学校生徒及び職員の壕をつきとめ収骨しひめゆりの塔を建立、さらに沖縄師範学校生徒を祀った健児の塔を建てた。健児の塔は金城氏が命名し、田原氏が碑名を書いたが今はその石碑は残っていない。その後「沖縄師範健児の塔」は、遺族や同窓会により三和村の協力を得て仲宗根政善氏の碑文により建立され、昭和２５年６月２１日除幕式典が執り行われている。各地域においても字、各市町村、遺族会、戦友会等により遺骨が収集され納骨所や慰霊塔が建立された。

また、本土各県においても沖縄戦で戦没した同胞将兵に思いをよせ、現地沖縄での慰霊塔建立への熱い思いが高まった。

各都道府県が沖縄に戦没者慰霊の塔（碑）を建立するようになったのは昭和２９年頃からである。

昭和２９年に北海道の「北霊碑」の建立が始まり北海道は本土出身将兵が最も多い１万人余が沖縄戦で亡くなっている。

昭和３８年までには和歌山県・石川県・愛媛県・熊本県・群馬県など６道県、昭和３９年から昭和４１年まで３０県、以降復帰前年の昭和４６年までには新潟県（昭和５１年）を除き全都道府県が摩文仁地域、米須地域を中心に慰霊塔が建立された。

復帰前の現地沖縄での慰霊塔の建立については施政権が及ばない地域であるため、その建立は容易ではなかった。各都道府県は総理府特別地域連絡局長に対し沖縄への慰霊塔建立についての協力を依頼し、同局長から日本政府那覇連絡事務所長へ、そして同所長により琉球政府や関係団体などとの調整ですすめられた。

とくに、その課題の一つに当時の米民政府布令によって非琉球人の土地の取得は、米民政官の許可がなければできなかった。そのために各都道府県は、沖縄の遺族連

合会に土地を買収させ、所要経費（登記資料等を含む）を寄附する方法を取り、同会は、沖縄が本土復帰の際に返す旨の契約を行った。

しかしながら、慰霊塔建立への思いは熱く後をたたない状況で各県・団体等は競うが如くに慰霊塔を建立していった。

そのため、当時の現地行政側においてはこの林立する慰霊塔建設に将来にわたる維持管理を憂慮して新規建立を抑制したい意向があった。この方針をもって慰霊塔建設の方針を示し、各都道府県に協力を依頼している。　（関係文書　後述）

しかしながら、遺族関係者の意志を無視することはできないため、実際には規制の実効はなくその後も塔・碑が建立され、現在、県内には３２９の塔・碑があり戦没者を祀りみ霊を弔っている。塔・碑の建立者別にみると、字を含め市町村関係１９３、都道府県４６、戦友・遺族関係４０、同窓・職域関係２３、県遺族連合会１５、その他１９となっている。

地域別では沖縄戦終えんの地である糸満市に１０３ヶ所で最も多く、都道府県碑・各種団体碑が集中している。

各都道府県、主要団体塔においては毎年慰霊祭が行われ、また慰霊巡拝者が絶えない状況にある。

なお、市町村別慰霊塔建立関係者別の集計は次のとおりである。

資料　　市町村・慰霊塔建立関係者別集計表

市町村別	市町村関係	都道府県関係	戦友・遺族関係	同窓会・職域関係	県遺族連合会関係	その他	計
国頭村	1						1
大宜味村	1						1
東村	1						1
今帰仁村	11						11
本部町	12			1			13
名護市	8		2	1			11
恩納村	8		2				10
宜野座村	1						1
金武町	1						1
伊江村	1		3			1	5
伊平屋村	1						1
伊是名村	1						1

市町村別	市町村関係	都道府県関係	戦友・遺族関係	同窓会・職域関係	県遺族連合会関係	その他	計
石川市	1						1
与那城町	8						8
勝連町	7						7
具志川市	22						22
沖縄市	8						8
読谷村	14						14
嘉手納町	1			1			2
北谷町	1						1
北中城村	5						5
中城村	5				1		6
宜野湾市	14	1				3	18
西原町	1						1
浦添市	1		2				3
那覇市	4		4	5			13
糸満市	8	43	24	13	10	5	103
東風平町					1		1
豊見城村			1		1	1	3
具志頭村	2	2	1		1		6
玉城村	1						1
知念村	9			1			10
佐敷町	8						8
与那原町	4						4
大里村	1						1
南風原町	1				1		2
仲里村	1						1
具志川村	1						1
渡嘉敷村	1						1
座間味村	1						1
栗国村	2						2
渡名喜村	1						1
南大東村	1						1
平良市	3		1			3	7
城辺町	1						1
下地町	1						1
上野村	1						1
伊良部町	1						1
多良間村	1						1
石垣市	1						1
竹富町	2						2
与那国町	1						1
県内計	193	46	40	22	15	13	329
海外				1		6	7
合計	193	46	40	23	15	19	336

（注：沖縄県護国神社、平和祈念堂、平和の礎、国立戦没者墓苑は含まない。）

イ．納骨堂の建設

昭和３２年に政府は当時の琉球政府に委託して、身元確認の出来ない無名の戦没者を収容するために那覇市識名に戦没者中央納骨所を建設させ、遺骨を一カ所に集めた。しかし、同納骨所が狭隘となったことから、昭和５４年に厚生省により糸満市摩文仁に「国立沖縄戦没者墓苑」が創建され、中央納骨所から同墓苑に転骨された。

墓苑の敷地は８，５２０㎡で、墓碑、参拝所、納骨堂からなり、各地の慰霊塔や納骨所から遺骨を転骨し、現在、戦没者１８万余柱が納骨され　合祀されている。この国立戦没者墓苑の建つ摩文仁の地は、昭和４０年１月に琉球政府により糸満町南部から具志頭村の具志頭城跡を結ぶ線より以南が、戦争の悲惨をすべての人々に体験させ、平和の尊さを認識させるとともに祖国のために戦没した２０万の霊を慰めるところとし沖縄戦跡政府立公園に指定され、復帰後は沖縄戦跡国定公園に指定されている。霊域部分は琉球政府によって一部整備したが、復帰後、都市公園法に基づく県営公園として全面的に整備され供用されている。

ウ．国立沖縄戦没者墓苑

国立沖縄戦没者墓苑は、沖縄戦において戦没された方々のご遺骨を納めてある国立の墓苑である。

本墓苑は、これらの方々を永く追悼するため、ここ摩文仁が丘に昭和５４年２月２５日に創建された。

沖縄戦において軍民あわせて１８万人余の尊い生命が失われた。この戦没者の遺骨収集は、戦後いち早く地域住民からはじまり、納骨所・慰霊塔を急造し、遺骨を納めていたが、昭和３２年に政府が当時の琉球政府に委託して、那覇市識名に戦没者中央納骨所が建設され、同所に納骨されていた。しかし、年々収骨が多くなるにつれ、同納骨所が狭隘となったことなどから昭和５４年に本墓苑が創建され、中央納骨所から本墓苑に転骨し、現在本墓苑には、戦没者１８万余柱が懇ろに納骨合祀されている。

この墓苑の設計は、谷口吉郎氏である。

参拝所屋根は、沖縄の在来赤瓦を使い、納骨堂には沖縄産の琉球トラバーチン石１千個を古来の方法で積み上げ正面からみる建物は沖縄の空と海の青さの中に見事なコントラストをみせ、その静かなたたずまいは悲惨な戦争により犠牲となられた方々の御霊が安らかに眠るにふさわしい霊域である。

なお、現在、年間平均２２７柱が収骨され、納骨されている。

所在地	糸満市摩文仁　平和祈念公園内		
規　模	敷地面積		８，５２８㎡（県有地）
	建築面積		２１０．７７㎡
	内　訳	参拝所	１１０　　㎡
		納骨堂	１００．７７㎡
		（当初建築	６６．００㎡）
		（増築-S60.8.8	３４．７７㎡）

エ．霊域の管理

沖縄戦終えんの他、沖縄戦跡国定公園を中心に数多くの慰霊塔、碑が建立（各都道府県、団体等）されている。

県としては、戦没者の遺族や一般の方々が参拝し、哀悼の意を表し、み霊の慰霊と平和を祈念する場として霊域を常時神聖かつ清浄なる環境の保持をはかるため、財団法人沖縄県慰霊奉賛会に補助金を交付して霊域の保持管理に努めている。

平成７年は終戦５０周年の年に当たり、各都道府県の慰霊塔をはじめ多くの慰霊塔、碑の改修等が行われている。歳月の経過につれ慰霊塔、碑が関係団体の会員の減少や高齢化により維持管理が困難となってくることが予想される。

これらの慰霊塔、碑を永久に尊厳保持し、悲惨な沖縄戦の体験を風化させることなく、戦争の歴史的教訓を次代に正しく伝えるとともに戦没者を慰霊追悼し、平和を祈念するため、維持管理が重要な課題となってくる。

オ．［資料］

総特連第４０３号
昭和３７年４月９日

各県知事　殿

総理府特別地域連絡局長

沖縄における慰霊塔（碑）の建立について

標記について、那覇日本政府南方連絡事務所長から下記趣きの連絡がありましたので沖縄現地の実状を御勘考の上、慰霊塔等を貴都道府県において新規建立を希望される場合、または渡航申請書を受理せられる際に、その目的等により個人的に建立を希望する者が判明した場合には、貴都道府県若しくは本人より当局あて事前に連絡されるよう御配意願いたく御依頼いたします。

なお、本件については、別紙写（３月２７日付援発第２４４号）のとおり厚生省援護局長に打合せずみであります。

記

1．現在沖縄各地には、慰霊塔（碑）、納骨所を合わせ約２００個所あり、加えて最近２３の県が建立した大規模な慰霊塔を始め、個人が建立する碑等が乱立の傾向にあるので、これをこのまま放置した場合には、（イ）塔碑の維持管理が十分に行なわれないうらみがあること、（ロ）一時的な供養は行なわれても、将来にわたっての供養が等閑にされるおそれがあること、（ハ）風致上好ましくないこと、（ニ）木製の場合は白アリなど害虫の温床となり農作物に与える影響が大であること等の事由によって、この塔碑建立を規制したい意向が強まってきた。

2．そこで那覇日本政府南方連絡事務所、琉球政府は関係者を招き過般打合せを行った結果、（イ）新規建立は原則として抑制したい。（ロ）ただし、塔碑を建立したいという遺族関係者の意思を無視することはできないので、その場合は琉球政府、沖縄遺族連合会、沖縄戦没者慰霊奉賛会、地元市町村と十分連絡をとり当該関係者の意見を参酌して建立場所の選定等を行うようにすること等を決めた。

注）従来における塔碑の建立は、上記関係者に対する連絡が十分でなく、建立着手後ないし完成後その事実を知る状態が多かった次第である。

総特第１６２１の１号
昭和４０年2月２３日

各県知事　殿

総理府特別地域連絡局長

沖縄における戦没者慰霊塔（碑）の建立について

標記に関しては、昭和３７年４月９日付総特連第４０３号により沖縄における各都道府県の慰霊塔新規建立の自粛方について依頼いたしたところでありますが、このほど全国知事会会長から総理府総務長官あて別添（１）のとおり「戦没者慰霊碑の外地建設についての意見書」が提出されたので、総理府において、現地の事情を勘案のうえ検討を行った結果、今後は下記２以下の方針によることとしたので事情御賢察のうえ貴職の協力を得たく依頼いたします。

なお、貴管下市町村及び関係諸団体に対し、この趣旨の周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

おって本件については別途那覇日本政府南方連絡事務所長あて琉球政府への伝達方を指示したので申し添えます。

記

1．沖縄における戦没者慰霊塔（碑）建立の経過について

（1）沖縄においては、今次大戦における戦闘終結に伴い、各地に散在していた遺骨を現地住民が自主的に収集し、数多くの納骨所を建立し、手厚く英霊の祭祀を続けてきたものである。

（2）その後本土側並びに沖縄側関係者において日本政府による慰霊碑の建立について強い要望があり、総理府としては昭和３２年７月に沖縄那覇市に中央納骨所を設けて氏名不詳の遺骨を合祀し、毎年慰霊祭を行っており、氏名の判明したものはその都度厚生省から遺族に対しすべて伝達せしめて来たものである。

（3）また都道府県関係の英霊に対する慰霊の措置として各都道府県又はその関係諸団体が個別に慰霊塔を建立、管理し、今日に至ったのであるが、その現状は別添（２）のとおりの状況にある。

2．前記１の経緯についてこのたび全国知事会会長の意見書が提出され総理府において検討した結果その趣旨において妥当なものと考えられるので、今後における新規建立は貴都道府県の自主的な配慮によって差し控えられるよう貴職において取り計らわれたいこと。

3．現在すでに建立済みの慰霊塔及び建立計画について具体的準備を進めつつあるもの並びに現在慰霊塔の小規模改修を除き、今後とくに慰霊塔建立又は現存慰霊塔の大規模改修を強く希望せられる都道府県においては、計画案作成前に必要資料を添えて総理府特別地域連絡局あて事前連絡を行われるよう取り計らわれたいこと。

4．前記３の事前連絡があった場合、総理府としてはこれらの都道府県の計画について検討のうえ、琉球政府及び沖縄遺族連合会、沖縄戦没者慰霊奉賛会等の関係団体と連絡しつつ各県ごとの個別的建立をさけ、総合的な相当規模の慰霊塔建立について斡旋し、調整をはかることといたしたい。

別　添（１）

知総発第６３号
昭和４０年２月１２日

総理府総務長官
白井荘一　殿

全国知事会
会長　東　龍　太　郎

謹啓　初春の候貴台愈々御清祥の段大慶至極に存じ上げます。
平素は地方行政に関し格別の御高配を賜わり深謝申し上げております。
さて、さる２月３日開催した全国知事会議において決議された別紙戦没者慰霊碑の外地建設についての意見書については、適切なる配慮をせられたくお願い申し上げます。

戦没者慰霊碑の外地建設についての意見書

戦後２０年、旧交戦各国との国交もようやく改善され海外激戦地に対する遺族の墓参範囲も拡大許可される段階にいたりましたが、これに伴い当然おこる問題は、これら外地における慰霊碑建設の問題であります。
これについて、すでに早くから墓参が許され慰霊碑建設が開始されている沖縄の現状をみますに、各都道府県単位で建設完了のもの１８墓、近い将来建設予定のもの１０墓であり、その建設現場をみるに、あたかも各都道府県対抗の慰霊碑のコンクールの観も呈しているのは、甚だいかんと考えられます。
ついては、４６都道府県中建設完了及び建設予定２８都道府県の沖縄地域については、今更規制の方法も困難であり、未建設都道府県遺族の心情を想えば、夫々各都道府県の自主的事情にまつより外に方法はないかと考えられる段階でありますが、今後墓参を許可される海外諸地域に、将来日本人戦没者の慰霊碑建設が許可された場合は、国において統制して国単位に建設し、地方自治体その他の各種団体が競って、種々雑多の慰霊碑を建設するごときことのないよう、全国知事会の名により政府に進言致します。

別　添（2）

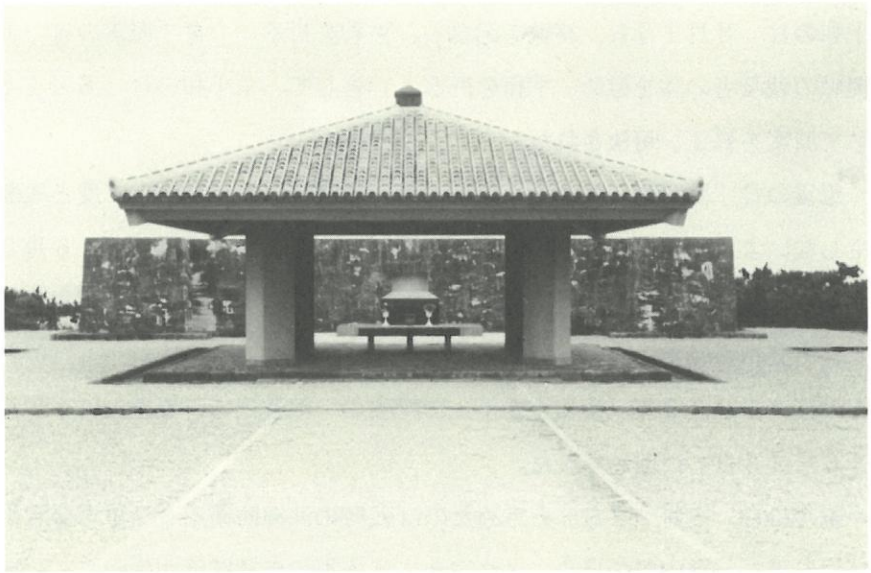
各都道府県建立慰霊塔一覧表

昭和４０年１月現在

	都道府県名	塔名
1	山梨県	慰霊塔
2	北海道	北霊之碑
3	和歌山県	紀乃国之塔

4	高　知　県	慰　霊　塔
5	秋　田　県	千　秋　の　塔
6	大　分　県	仮　慰　霊　碑
7	愛　知　県	愛国知祖之塔
8	愛　媛　県	愛　媛　之　塔
9	石　川　県	黒百合之塔
10	群　馬　県	群　馬　之　塔
11	熊　本　県	火乃国之塔
12	長　野　県	信　濃　之　塔
13	京　都　府	京　都　之　塔
14	兵　庫　県	のじぎくの塔
15	青　森　県	みちのくの塔
16	鹿　児　島　県	やすらかに
17	滋　賀　県	近　江　の　塔
18	山　形　県	山　形　の　塔
19	茨　城　県	茨　城　の　塔
20	大　阪　府	なにわの塔

（備　考）　この外建設予定の県が若干ある。



国立沖縄戦没者墓苑（糸満市摩文仁　平和祈念公園内）